

答 申 第 3 0 0 号

平成21年9月4日

千葉県教育委員会

委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年2月12日付け行徳第432号の1による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

平成17年11月21日付けで異議申立人から提起された、平成17年11  
月16日付け行徳第725号の1で行った行政文書部分開示決定に係る異議申  
立てに対する決定について

○

○

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、次に掲げる情報を除き開示すべきである。

- 1 本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）の休暇の種類が記載されている又は育児休業と記載されている押印欄
  - 2 本件対象文書の休暇の日数及び時間数の内訳として年次休暇、療養休暇、特別休暇及び看護休暇の月計及び累計（以下「休暇の日数及び時間数」という。）並びに育児休業の日数及び時間数の欄に記載されている情報
- 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成17年11月16日付け行徳第725号の1で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、非公開処理を施されたものの中には明らかに公務情報が含まれているというものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月17日付けで、同月14日付け行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「2002年4、5、6、7、8月の各月における出勤者が分かる情報。県立行徳高等学校（全）職員分（ただし教員を除く）。」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、当該欄の「(全)」とは全日制の課程であると、実施機関において異議申立人に確認した。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書を平成14年度の出勤簿のうち請求に係る部分（平成14年4月分から8月分までに限る。）と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

3 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、千葉県立行徳高等学校の校長、事務職員及び用務員

の平成14年度の出勤簿の一部である。

- (2) 出勤簿は、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第64条の規定により、校長が作成し、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業及び欠勤についてその旨を記載しなければならないとされ、職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても同様とするとされている。また、県立学校職員服務規程（昭和39年千葉県教育委員会訓令第4号）第6条では、職員は所定の時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならないとされている。
- (3) 出勤簿には、その記載欄として、氏名（職）の欄、4月から3月までの日付の表示された職員が押印する欄（以下「各日付欄」という。）及び出張、休暇等の種別ごとに集計を記載する欄（以下「各種別欄」という。）がある。
- (4) 各日付欄には、職員本人の押印のほか、休暇の取得等職員の勤務態様により、例えば年次休暇は年休、特別休暇は特休、職務専念義務の免除は職免とそれぞれ略号を用いて表示すべき項目（以下「休暇等の表示」という。）が記載される。

#### 4 条例第8条第2号該当性について

- (1) 実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、各日付欄に記載された休暇等の表示並びに各種別欄に記載された休暇日・時数、欠勤日・時数、育児休業の日・時数及び指定時間数（以下「本件不開示部分」という。）については、条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当するため、本件不開示部分を除いた部分について開示する旨の本件決定を行った。
- (2) 本件対象文書に記載されている情報は、特定の職員の氏名（職）と、その職員の出勤及び休暇等の状況に関する情報であり、当該特定の職員の個人に関する情報と認められる。

また、本件決定においては、職員の氏名（職）を条例第8条第2号ハに該当するとして開示しているので、氏名以外の部分についても、開示した特定職員の氏名と結びついて、特定の個人が識別される情報といえる。
- (3) 実施機関は、職員の氏名（職）を除いた本件対象文書に記載された情報のうち、本件不開示部分を除いた職員の押印等の部分については、当該職員の職務の遂行の内容に関する情報に該当すると判断し、条例第8条第2号ハに該当するとして開示している。
- (4) 異議申立人は異議申立ての理由として、非公開処理を施されたものの

中には明らかに公務情報が含まれていると主張するので、本件不開示部分の条例第8条第2号ただし書の該当性を次のとおり説明する。

本件不開示部分は、特定の職員個々の休暇の取得等に関する記載であり、休暇の種別、その取得の時期及び原因等を示している。

これらの情報は、職員の健康、生活の方針等の職員の私生活にかかわる情報であり、いずれも当該職員の具体的な職務の遂行と直接関連を有するものではなく、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないことから、条例第8条第2号ハに規定する職務遂行に関する情報には該当しない。

また、同号イ、ロ及びニにも該当しない。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

##### 2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、千葉県立行徳高等学校長が作成した平成14年度4月から9月までの出勤簿（当該学校の全日制の課程の職員（教員を除く。）に限る。）であり、その内容は次のとおりである。

(2) 出勤簿は、県立高等学校管理規則第64条第1項の規定により校長が作成し、同条第2項の規定により、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならないとされている。また、県立学校職員服務規程第6条第1項の規定により、職員は所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならないとされている。そして、県立高等学校管理規則の運用について（昭和54年7月6日付け教高第143号）第64条関係の記載事項その他必要な事項を記載するものとされている。

(3) 本件対象文書には、次に掲げる記載すべき欄があることが認められる。

ア 年次休暇の内訳として前年度繰越日及び時間数並びに本年度予定日の欄（校長に限る。）

イ 勤続年数の欄（校長に限る。）

ウ 職名の欄（校長に限る。）

エ 氏名の欄

オ 4月から9月までの日付の表示された押印の欄（以下「押印欄」と

いう。)

カ 勤務すべき日数等種別ごとに集計を記載する欄（以下「集計欄」という。)

- (4) 本件対象文書の押印欄には、職員（教員を除く。以下同じ。）の印鑑が押されるほか、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業及び欠勤が記載される。
- (5) 本件対象文書の集計欄は、次に掲げる種別に区分されており、当該種別及び月ごとに日数又は時間数が記載される。

ア 勤務すべき日数

イ 出勤の日数

ウ 出張の日数

エ 休暇の日数及び時間数

オ 研修の日数及び時間数

カ 職務専念義務の免除の日数及び時間数

キ 欠勤の日数及び時間数

ク 育児休業の日数及び時間数

ケ 指定時間数

### 3 条例第8条第2号該当性について

- (1) 本件対象文書の職名の欄（校長に限る。）及び氏名の欄に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

しかしながら、条例第8条第2号ハの規定により、識別される個人が公務員等である場合において、個人に関する情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を不開示情報から除き、開示するものとされている。

したがって、当該欄に記載されている情報は、下記(2)及び(4)から(6)までの職務の遂行に係る情報と結びついているので、条例第8条第2号ハに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しないと判断する。

- (2) 本件対象文書に記載されている情報のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる事項を示すものであることから、当該情報は職員の職務の遂行に係る情報であると認められ、条例第8条第2号ハに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しないと判断する。

ア 押印欄の印影 職員が勤務すべき日に出勤し、職務に従事していたこと。

イ 押印欄の出張という記載及び出張の日数の欄に記載されている情報

職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行したこと及び月ごとの出張した日数

ウ 勤務すべき日数及び出勤の日数の欄に記載されている情報 職員が月ごとに出勤すべき日数及び勤務した日数

- (3) 本件対象文書の押印欄の休暇の種類及び育児休業という記載、休暇の日数及び時間数並びに育児休業の日数及び時間数の欄に記載されている情報は、職員の健康、生活の方針等職員の私生活に関する情報であり、当該職員の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、条例第8条第2号ハに規定する職務の遂行に係る情報であると認められず、また、同号イ、ロ及びニに該当せず、同号に規定する不開示情報に該当すると判断する。

なお、本件対象文書の休暇の日数及び時間数並びに育児休業の日数及び時間数の欄に記載されている情報は、例えば、看護休暇の月計及び累計の欄に記載がないときに開示し、あるときに不開示とした場合、押印欄の情報と照合することにより、不開示とするべき情報が推知されることとなるので、原則として記載がない欄を含めて不開示とすることもやむを得ないと認められるが、押印欄において、休暇の種類が記載されていない又は育児休業と記載されていない場合は、取得していないことが推知されるものであり、開示すべきであると判断する。

- (4) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千葉県条例第22号）第2条の規定により、職員は一定の事由に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定による職務に専念する義務の免除を受けることができるとされている。本件対象文書の押印欄の職務専念義務の免除という記載並びに職務専念義務の免除の日数及び時間数の欄に記載されている情報は、職員が職務に専念する義務を免除された事実を示す情報であり、当該事実の理由を示す情報ではなく、当該事実が開示されたとしても当該職員の行為が具体的に明らかになるものではない。したがって、当該情報は職務の遂行に係る情報であると認められ、条例第8条第2号ハに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しないと判断する。

- (5) 県立高等学校管理規則第59条第2項第10号の規定により、欠勤とは、職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の

休日（同条例第10条第1項の規定により代休日が指定された場合にあっては、当該代休日）を除くとされている。本件対象文書の欠勤の日数及び時間数の欄に記載されている情報は、欠勤した事実を示す情報であり、当該事実の理由を示す情報ではなく、当該事実が開示されたとしても当該職員の行為が具体的に明らかになるものではない。したがって、当該情報は職務の遂行に係る情報であると認められ、条例第8条第2号ハに該当し、同号に該当しないと判断する。

- (6) 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成14年千葉県教育委員会規則第18号）が施行される前において、本件対象文書の指定時間数の欄には、職員の給与に関する条例及び千葉県の休日に関する条例の一部を改正する条例（平成4年千葉県条例第60号）に基づき施行されることとされた県における完全週休二日制の実施において、教育職員については、学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号）第2条第3項の規定により、県立学校の事務職員については、同規則第11条第3項の規定により、指定するものとされた日数及び時間数が記載されていた。

しかし、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則において、改正前の学校職員の勤務時間等に関する規則第2条第3項及び第11条の規定は削られたことから、当該欄には記載する必要がなくなった。

したがって、条例第8条第2号該当性を判断するまでもなく、当該欄に記載されている情報は開示すべきであると判断する。

- (7) なお、押印欄には、印影、休暇の種類及び時間数並びに出張という記載があるが、これらは、不開示情報が記録されている部分をそれ以外の部分から容易に区分して除くことができないものである。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした情報のうち、次に掲げる情報を除き開示すべきである。

ア 本件対象文書の休暇の種類が記載されている又は育児休業と記載されている押印欄

イ 本件対象文書の休暇の日数及び時間数並びに育児休業の日数及び時間数の欄に記載されている情報

実施機関のその余の決定は妥当である。

#### 第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年月日         | 処理内容          |
|-------------|---------------|
| 平成20年 2月13日 | 諮問書の受理        |
| 平成20年 5月 9日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成21年 5月19日 | 審議            |
| 平成21年 6月23日 | 審議            |

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

| 氏名    | 職業等              | 備考       |
|-------|------------------|----------|
| 大田 洋介 | 城西国際大学非常勤講師      | 部会長      |
| 木村 琢磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 |          |
| 佐野 善房 | 弁護士              |          |
| 福武 公子 | 弁護士              | 部会長職務代理者 |

(五十音順：平成21年6月23日現在)

